

松本歯科大学公的研究費内部監査実施細則

(目的)

第1条 この細則は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）及び松本歯科大学公的研究費の管理・監査に関する規程に基づき、松本歯科大学（以下「本学」という。）における公的研究費の内部監査に関して必要な事項を定め、公的研究費の適正な取り扱いに資することを目的とする。

(対象)

第2条 この細則による監査の対象となる公的研究費は、文部科学省をはじめとする政府関係省庁又は政府関係省庁が所管する独立行政法人等が研究者又は研究機関に配分する競争的資金等を中心とした研究資金とする。

(監査の種類)

第3条 監査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 業務監査 公的研究費の執行に関わる業務の適法性、効率性及び公的研究費の執行に関わる組織、制度、規程等の妥当性に関する監査
- (2) 会計監査 公的研究費の執行に関わる会計処理の適法性、効率性及び購入物品等の管理の適切性に関する監査

(内部監査部門)

第4条 公的研究費の内部監査を実施する組織として、松本歯科大学公的研究費の管理・監査に関する規程に定める最高管理責任者のもとに内部監査部門を設置する。

2 内部監査部門の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学校法人松本歯科大学の監事のうち1名
- (2) 経理課長又はこれに相当する者
- (3) 経理課職員 若干名
- (4) その他最高管理責任者が必要と認めた者

3 内部監査部門の部門長は、前項第1号の者をもって充てる。

(内部監査部門の権限)

第5条 監査の実施にあたり、内部監査部門の担当者は、監査対象者、関係部署及び学外の関係先に対し、監査に必要な関係資料の提出、事情の説明、報告等の監査の実施に必要な協力を求めることができる。

2 監査対象者及び関係部署は、前項の要求があった場合は、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

(監査の時期)

第6条 監査は毎年度定期的を実施する。

(監査の方法)

第7条 監査は、関係書類の精査、帳票類の突合及び購入物品等の現物確認並びに監査対象者及び学内外の関係者へのヒアリング等により実施する。

2 内部監査部門は、監査の具体的な方法について監査マニュアルを作成・随時更新し、監査の質を維持する。

3 内部監査部門は、毎年度監査計画を策定し、計画的に監査を実施する。

(監査報告)

第8条 内部監査部門は、監査終了後遅滞なく報告書を作成し、最高管理責任者及び研究費不正防止計画推進委員会に提出する。

(監査結果の周知)

第9条 内部監査部門は、監査結果を学内に周知する。ただし、機密を要する事項については、この限りではない。

(改廃)

第10条 この細則の改廃は、研究等審査委員会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この細則は、2014年12月1日から施行する。